

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しまして格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の「点検整備推進運動」は平成6年から全国的に展開し、適切な点検・整備の実施と推進に努めてきたところであります。

国土交通省は、令和2年度においても、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図る目的として、「点検整備推進運動」を全国的に展開することとし、同運動の推進について、沖縄総合事務局長から協力要請があります。

また、沖縄県トラック協会としても下記に定める期間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、実施することといたしました。

つきましては、「別添3」実施要領に基づき、点検整備に係る事業所内の自主点検を行い、その結果を基に点検整備への理解を深めていただきますようご協力お願いいたします。

敬具

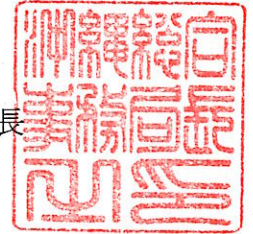
記

1. 実施期間 ① (沖ト協強化月間) 令和2年8月1日(土)～8月31日(月)
 ② (全国統一強化月間) 令和2年9月1日(火)～9月30日(水)
2. 報告方法 黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備を実施した結果を
 ①沖ト協強化月間は別添1、②全国統一強化月間は別添2にとりま
 とめ当協会へFAX等で報告する。
3. 報告期日 ①沖ト協強化月間 令和2年 9月7日(月)まで
 ②全国統一強化月間 令和2年10月5日(月)まで
4. 報告先 (公社) 沖縄県トラック協会 那覇市港町2-5-23
 FAX098-863-3591 TEL098-863-0280
 担当：適正化事業課

以上

公益社団法人
沖縄県トラック協会 会長 殿

内閣府沖縄総合事務局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところです。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約8割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増している。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されているが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となります。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となります。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしており、沖縄総合事務局においても、別紙1「自動車点検整備推進運動の実施細目」に基づき本運動を推進することとしました。

つきましては、貴会（組合）におかれましても、この趣旨をご理解のうえ、ご協力いただくとともに、傘下会員（組合員）に対して本運動の実施について適切なお指導をよろしくお願いします。

また、本運動の趣旨を広く周知し、運動の実施を期するため、ポスターの掲示及びチラシの備え置きをよろしくお取り計らい願います。

令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和2年6月30日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和2年9月1日(火)から9月30日(水)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

(重点点検項目)

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ) 等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P F に堆積したアッシュ (灰分) の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油 (S 1 0) の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F 装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌 (紙) 等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) T B S ラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、P R を行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間 (令和2年9月1日(火)～9月30日(水))における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添4の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いいたします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間 (9月) 及び「地方独自強化月間」の実施状況をとりまとめ、別添5の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記 (2) (3) の提出期限は、11月20日 (金) までとしますが、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出願います。

以 上

下記のとおり結果報告をFAXにてご報告をお願いします。

別添1

(公社)沖縄県トラック協会 行

FAX: 098-863-3591

事業者名:

担当者名:

電話番号:

令和2年8月1日～31日(沖ト協強化月間)

○自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台

下記のとおり結果報告をFAXにてご報告をお願いします。

別添2

(公社)沖縄県トラック協会 行

FAX: 098-863-3591

事業者名:

担当者名:

電話番号:

令和2年9月1日～30日(全国統一強化月間)

○自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台